

社会福祉法人寿の会 社会福祉法人 寿の会役員報酬規則

2018年 3月22日改定

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人寿の会(以下、「本法人」という。)定款23条の規定に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規則における役員報酬とは、本法人が指定した役員に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。業務実績については、別に定める出務表によって確認する。

(決定機関)

第3条 理事長は、理事会の議決を経て、指定した役員に対して報酬を支給する。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、月額基本報酬及び業務実績に基づく「日当」とする。

2 月額基本報酬と「日当」の額は、理事会の議決を経て別に定める。

(通勤手当の取り扱い)

第5条 役員には、通勤の実態に応じ、職員の通勤手当支給基準に準じて別に定める。

(役員報酬の支払)

第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 「日当」は、実績に基づき翌月10日に支給する。3月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割り計算で行なうものとする。

(附則) この規則は、2018年 3月22日から実施するものとする

(別紙)

以上

1. 理事長	月額基本報酬	110,000円
業務執行理事	月額基本報酬(常勤)	30,000円
業務執行理事	月額基本報酬(非常勤)	10,000円
理事(非常勤)		5,000円
監事		5,000円
評議員		無報酬
2. 日額実務「日当」		3,000円